

民 事 法

・解答上の注意

1. 問題文は2枚、解答用紙は3枚（「第1問」、「第2問の小問1」、「第2問の小問2」についてそれぞれ1枚）、下書き用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. すべての問に解答してください。第1問と第2問の配点比率は、1：2です。
4. 解答用紙は、各問ごとに異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 問題の内容についての質問には、応じません。
7. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題文と下書き用紙は、持ち帰ってください。

第1問

次の事例を読んで、下の問に答えなさい。

S社がG銀行から10億円の事業資金(以下「本件資金」)の融資を受けるにあたり、SはA信用保証協会に保証を委託し、AはSの債務を連帯保証した。同時に、AのSへの求償債権について、Sの代表取締役Bが連帯保証した。Sの経営が悪化し、債務を弁済できなかったことから、Aは連帯保証人としてSの債務を全額、Gに返済した。

その後、Sの元会長Cが背任容疑で逮捕され、本件資金はCの賭博に費消されていたことが判明した。本件資金の融資は、創業者一族のCの意向に逆らえない雰囲気があるため、BもCにいわれるままに所定の手続を履践しておこなわれていた。Aはこれらの事情を新聞報道で知った。なお、Bは10億円の個人資産を有していない。

- (1) Aは、Gに対して、いかなる請求をすることができるか。
- (2) Aは、Bに対して、いかなる請求をすることができるか。

(本問において会社法上の論点を論ずる必要はない)

第2問

次のすべての問に答えなさい。

小問1

Aは、Bから500万円の融資を受け、これを担保するために、自己(A)の所有する工場内に存在する甲発動機を含む機械類一切(600万円相当)を譲渡担保に供して占有改定の方法による引渡も済ませた。ところが、その後Aは、Cからも300万円の融資を受け、Bに無断で工場内の甲発動機(400万円相当)にCのために質権を設定して現実の引渡をしてしまった。Bは、誰(A、C)に対して、どのような請求をすることができるか検討しなさい。必要があれば、適宜「場合分け」をして論じなさい。

小問2

上記の場合に、BがA及びCを相手方として併合して訴えを提起したとする。

(1) 当該訴訟において、Aは質権を設定したことはないと主張し、Cは質権の設定を受けたと主張したとする。この場合、裁判所は、Aに対する請求との関係では質権の設定がなかったと認定し、Cに対する請求との関係では質権の設定があったと認定することはできるか。

(2) AとCの争い方が異なるとして、裁判所はAに対する請求とCに対する請求について口頭弁論を分離しようとしている。Bが弁論の分離を妨げる方法はあるか。